

- これまでの経験から
- 財政の現状
- 税務行政の現状
 - 1 確定申告等の状況
 - 2 税務手続の電子化
 - 3 インボイス制度
- **税務行政のDX** (デジタル・トランスフォーメーション)
- 酒類行政の振興

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

(基本的な指針) **デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し**

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

あらゆる税務手続
が税務署に行かず
にできる社会

 **納税者の利便性の向上**
(スムーズ・スピーディ) 

申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

※平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたものを。

あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会

税務署に行く理由 (主なもの)

確定申告
(納付・還付)

申請・届出

特例適用状況
の確認

納税証明書
の入手

相談

税務署に行かなくてもできるようにするために実現を目指す仕組み

申告・申請等の簡便化

- 必要なデータを自動反映
- 納付、還付は登録済口座を利用
- 手続自体の要否を見直し
- 入力項目は最少限に


数回のクリック・
タップで完了

自己情報のオンライン確認

マイナポータルや
e-Taxのアカウント画面で
特例適用や納税の状況を確認

チャットボット*の充実等

プッシュ型の情報配信

あなたの情報 

所得税等に関する事項	
所得税申告区分	青色
〇〇特例	適用なし

[〇〇特例の適用を届け出る](#)

納税の状況 (〇月〇日時点)
未納税額はありませぬ

[納税状況データのダウンロード](#)

還付金は
3,000円です。

(あなたの所得)
給与 2,400,000円
年金 600,000円
(所得控除)
生命保険料 120,000円

もっと見る

(振込先)
 登録済口座 その他

上記内容を確認の上、申告

税務相談
チャットボット

土地を売った

土地や建物を売却した場合は、
確定申告が必要
となる場合があります。
具体的には ...

(入力欄)

* 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス

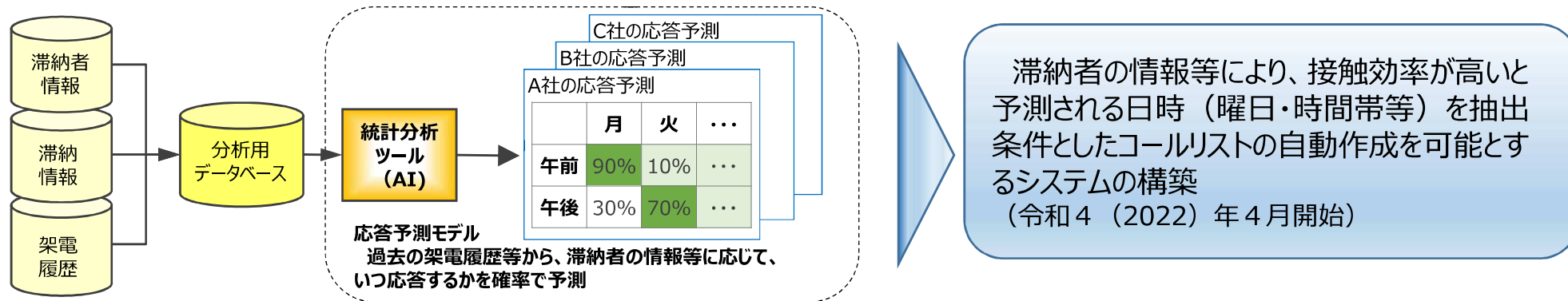
課税・徴収の効率化・高度化

○ 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



※BA (Business Analytics) ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール

○ 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。

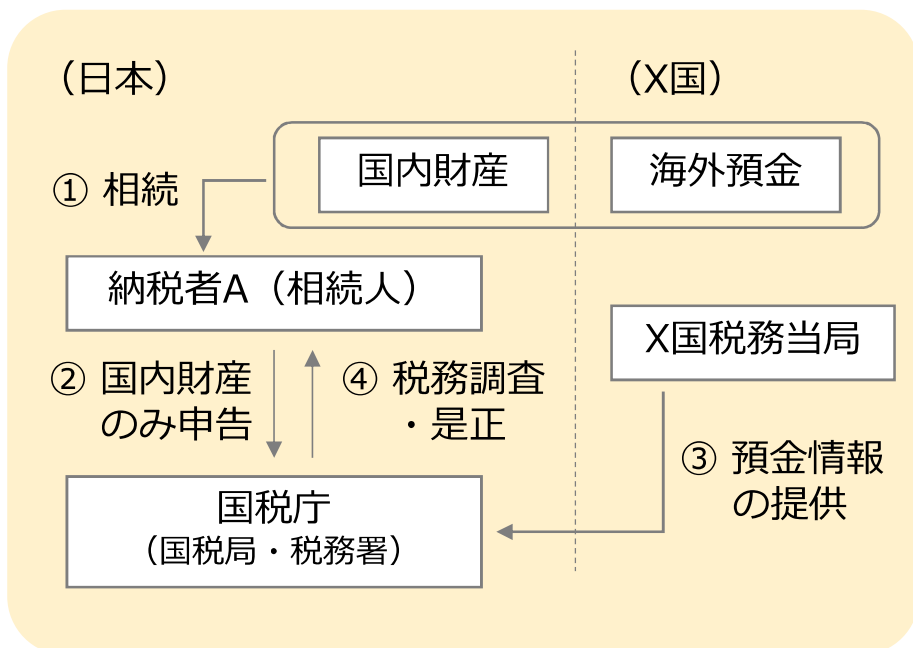


国際的な課税・徴収逃れへの対応①

(外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例)

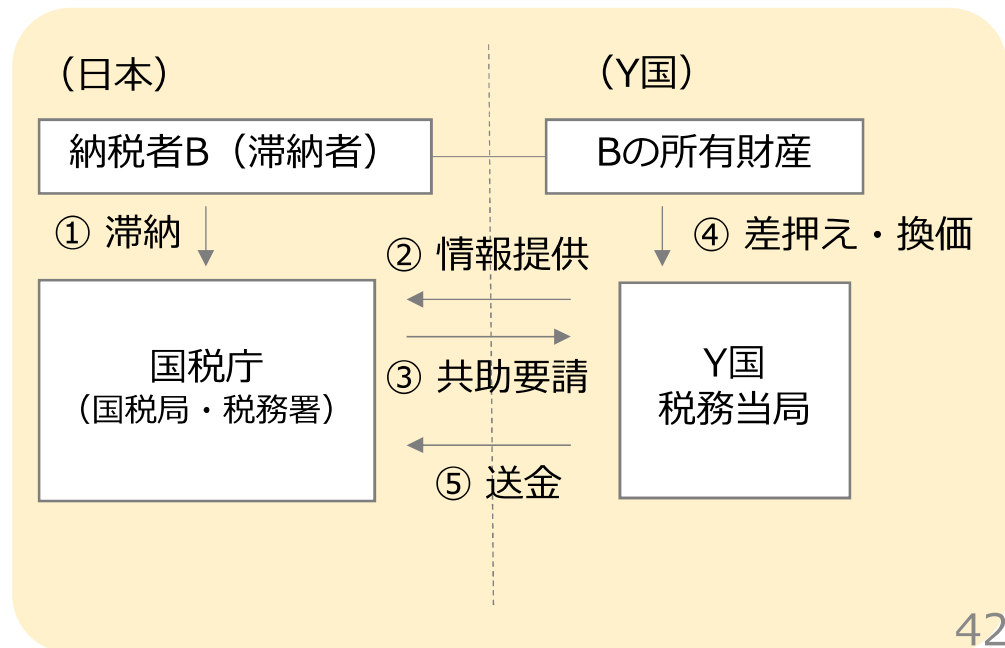
事例1：海外預金の申告漏れの把握

- ① 納税者Aは、国内の財産のほか、海外（X国）の預金（被相続人名義）も相続。
- ② Aは、相続税申告において国内財産のみ計上。
- ③ X国税務当局から国税庁（日本）に預金情報（CRS情報）を提供。
- ④ 税務調査により、申告漏れを是正。



事例2：徴収共助による滞納国税の徴収

- ① 納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ② 国税庁は、Y国税務当局からの情報提供により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③ 国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④ Y国税務当局はY国内の財産を差押え・換価。
- ⑤ 日本への送金により、滞納国税の全額を徴収。



国際的な課税・徴収逃れへの対応②

(CRSによる情報交換の対象国及び情報授受件数)

(令和元事務年度確定値)

欧州・NIS諸国 (43)

アイスランド	(英) ジャージー	サンマリノ	(ド) グリーンランド	ベルギー	ルーマニア
アイルランド	(英) マン島	スイス	(ド) フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アゼルバイジャン	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
アンドラ	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ	
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
英国	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	
(英) ガーンジー	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア	
(英) ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン	

北米・中南米 (25)

アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
(英) アンギラ
(英) 英領バージン諸島
(英) ケイマン諸島
(英) ターコス及びカイコス諸島
(英) バミューダ諸島
(英) モントセラト
カナダ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ペリース
メキシコ
(蘭) アルバ
(蘭) キュラソー

欧州・NIS諸国

受領: 299,313 (41)

提供: 64,129 (38)

中東・アフリカ

受領: 32,755 (11)

提供: 2,174 (5)

中東・アフリカ (11)

アラブ首長国連邦
イスラエル
カタール
ガーナ
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

北米・中南米

受領: 96,288 (19)

提供: 33,526 (11)

アジア・大洋州

受領: 1,630,421 (15)

提供: 373,870 (11)

アジア・大洋州 (16)

インド	サモア	(中) 香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中) マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マーシャル諸島
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	マレーシア



各国税務当局が、自国に所在する金融機関等から、非居住者が保有する金融口座に関する情報の報告を受け、その非居住者の居住地国の税務当局に対して提供するもの。租税条約等の情報交換規定に基づき、国際基準であるCRS (Common Reporting Standard) に従って実施される。

消費税還付申告に関する国税当局の対応

～消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査を実施～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

◎消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 輸出物品販売場で消費税免税物品を大量に購入していたが、購入した物品を国外に輸出せず、不正に消費税の免税を受けていた事実を把握

関係機関（地方・関係民間団体等）との連携・協調

引き続き、他省庁と連携・協調し、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする）やワンストップの実現に向けて取り組むとともに、**法人会をはじめとする関係民間団体と連携・協調し、適正納税の確保に向けた取組を推進していきます。**

（これまでの取組の例）

国・地方のデータ連携によるワンスオンリー化（添付書類削減）

これまで国（税務署）と地方の双方に提出が必要であった法人の財務諸表について、国に電子提出した場合は、地方への提出は不要となりました。【令和2年4月以後終了の事業年度分～】



関係民間団体との連携・協調

法人会をはじめとする関係民間団体の皆様には、電子申告の推進に向けた取組や租税教室の開催など、税務行政に対して多大なるご協力をいただいています。

<関係民間団体による取組の例（主なもの）>

- ・ 電子申告の推進に向けた周知・広報
- ・ マイナンバーカードの取得・促進に向けた周知・広報
- ・ 小中学校等における租税教室の開催

岡山東・岡山西法人会の取組

岡山東



岡山西

租税教室



税に関する絵はがきコンクール



広島南法人会の取組

公益社団法人10周年を記念したラッピング電車



e-Tax・スマホから確定申告を表示し、年明けから始まる確定申告へ向けて自宅からネットを利用しての申告手続きを呼びかけ。（令和3年12月1日～令和4年1月31日）

租税教室への講師派遣状況（広島国税局管内）

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

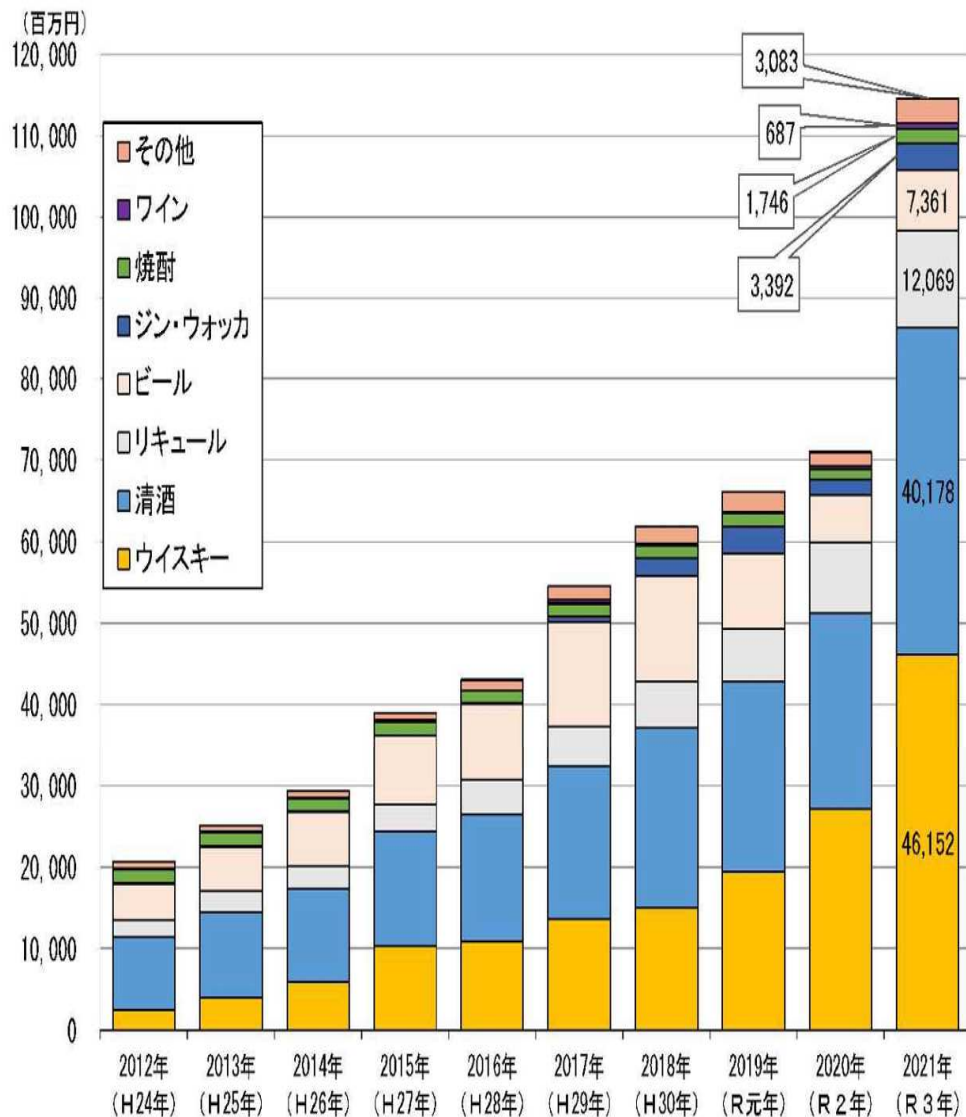
租税教育推進協議会（国税局・税務署・地方公共団体・教育関係者などで構成）を中心に、法人会をはじめとする関係民間団体や税理士会等からの幅広い協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣などを行っています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
職員	8,770人	5,359人	7,155人
	628人	481人	428人
職員以外	35,297人	17,482人	25,534人
	2,891人	1,990人	2,328人
法人会	1,042人	786人	935人

左上段は全国

- これまでの経験から
- 財政の現状
- 税務行政の現状
 - 1 確定申告等の状況
 - 2 税務手続の電子化
 - 3 インボイス制度
- 税務行政のDX (デジタル・トランスフォーメーション)
- **酒類行政の振興**

最近の日本酒類の輸出動向



○品目別輸出金額

(単位: 百万円、%)

品目	令3年	対前年 増減率
ウイスキー	46,152	+70.2%
清酒	40,178	+66.4%
リキュール	12,069	+40.0%
ビール	7,361	+27.5%
ジン・ウォッカ	3,392	+68.0%
焼酎	1,746	+45.4%
ワイン	687	+97.6%
その他	3,083	+70.2%
合計	114,668	+61.4%

○輸出金額上位10か国・地域

(単位: 百万円、%)

国・地域	令3年	対前年 増減率
中華人民共和国	32,025	+85.2%
アメリカ合衆国	23,811	+72.0%
香港	14,758	+48.0%
台湾	9,307	+42.3%
フランス	5,748	+80.5%
シンガポール	5,067	+32.3%
オーストラリア	4,193	+60.2%
オランダ	3,878	+26.6%
大韓民国	2,763	+44.0%
マカオ	2,030	+267.6%
(参考)EU・英国	12,774	+60.2%

令和5年度予算概算要求（酒類業振興関係）の概要

※カッコ内はR4当初予算(計14.2億円)

1. 国内向け酒類業振興（1）～（3）：14.9億円

（1）酒類事業者経営改革・構造転換支援等 要求額：13億円（7億円）

- ① 経営改革・構造転換支援（新市場開拓支援事業費補助金） 6億円
（対象となる取組）
- ・ **商品の差別化、販売手法の多様化、ICTを活用した製造・流通の高度化・効率化**
 - ・ **コロナ禍**による市場環境変化への対応事業
 - ・ 人手などリソース不足に対応するため上記取組についての**共同化推進事業**

（2）中小企業等経営支援経費 要求額：0.2億円（0.1億円） 活性化・経営革新研修（**事業承継**セミナーを含む）

- ② インバウンド需要開拓支援（日本産酒類海外展開支援事業費補助金） 7億円
（対象となる取組）
- ・ **酒蔵ツーリズム**によるインバウンド需要開拓事業（能動的な体験ができるものを重視）
 - ・ リソース不足に対応するため上記取組についての**共同化推進事業**

（3）日本産酒類ブランド化推進 要求額：1.6億円（1.6億円） **地理的表示（GI）**酒類のブランド価値向上のため、国内外の先進事例に触れるシンポジウム等（琉球泡盛等のプロモーションを含む）を実施。 また、国内の酒類業界活性化のためのフォーラムの開催。

2. 輸出促進による酒類業振興（1）（2）：11.2億円

（1）国内におけるプロモーション 要求額：4.8億円（1.7億円）

- ① 国際的イベント等（**サミット、万博**）におけるPR
- ② 国際的な酒類教育機関における日本酒プログラムの講師招聘
- ③ 酒蔵ツーリズムによるインバウンド需要開拓事業【再掲】
- ④ **ユネスコ登録の機運醸成**
日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運を醸成するための各種PR事業

（2）海外におけるプロモーション・販路拡大 要求額：6.4億円（3.9億円）

- ① 酒類輸出コーディネーターによる**海外バイヤーの発掘**や**商談会**（大規模展示会・オンライン商談会を含む）の実施
- ② **ジャパンハウス**におけるPR（ロンドン、ロサンゼルス、サンパウロ）
- ③ **海外における日系料理教室**等の商流を活用したPR
- ④ 日本産酒類の**ブランド化支援**（日本産酒類海外展開支援事業費補助金）【再掲】
- ⑤ ユネスコ登録の機運醸成【再掲】



ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説(令和4年1月17日第208回通常国会)
日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信していきます。
- 菅総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日第204回通常国会)
日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指します。

登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録(令和3年12月2日)

(「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録)

1 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

2 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長:小西 新右衛門(こにし しんうえもん)

(蒸きょう)



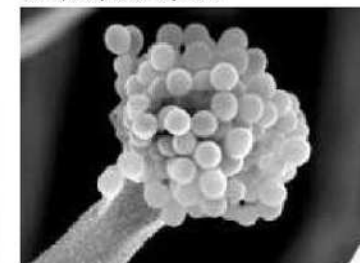
(こうじ造り)



(もろみ管理)



(こうじ菌(国菌))



ユネスコ無形文化遺産への提案

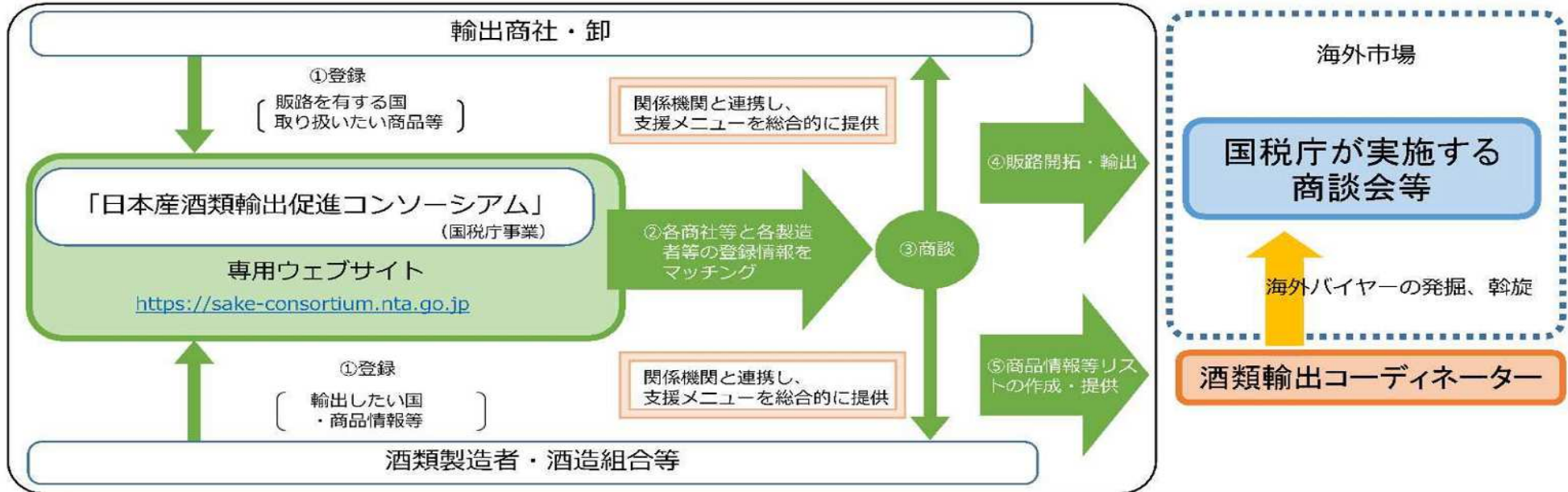
- 令和4年2月25日、文化審議会無形文化遺産部会は、「伝統的酒造り:日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術」を令和3年度のユネスコ無形文化遺産への提案候補として選定。
- 3月10日、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、審議・決定

(参考) 今後のスケジュール

- 令和4年3月末まで : ユネスコ事務局に提案書を提出
- 令和6年11月頃 : 政府間委員会において審議見込み

日本産酒類輸出促進コンソーシアムへの取組①

輸出取引に知見を有する輸出商社・卸（地域商社等を含む）と酒類製造者・酒造組合等が参加する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、輸出商社等と酒類製造者等のマッチング支援を行い、酒類製造者等が国内取引と同様の手順により輸出に取り組める環境を構築する。



専用ウェブサイトでの提供サービス例

輸出関連セミナー等の開催情報
海外の市場動向や、輸出の際のポイント等に関するセミナーを定期的で開催



専門家への個別相談
酒類の輸出専門家が、個別相談に対応



商品の情報発信・検索機能
商品の特徴や輸出の条件等を登録・検索可能
(発信範囲は事業者ごとに設定)



マッチング支援
専用ウェブサイト情報を基に、個別に商談を実施したい事業者に対しマッチングの機会を提供



日本産酒類輸出促進コンソーシアムへの取組②

日本産酒類輸出促進コンソーシアム（SAKE-CONSO）は、国税庁及び関係機関を運営主体とするコンソーシアム（共同事業体）です。酒類製造業者と卸売業者のマッチング支援を行うほか、輸出に関する情報提供や、専門家による個別相談など、様々な支援メニューを提供します。

SAKE-CONSOの特長① 輸出までの手厚いフォロー



SAKE-CONSOの特長② 充実した支援メニュー



新試験区分の開始 (理工・デジタル系)

税のスペシャリスト

国税専門官

開始!

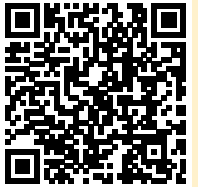
令和5年度
新試験区分
(理工・デジタル系)

専門試験科目に
(基礎数学、物理、化学等)を設定
詳細は、国税庁HPを確認!!

数学
ゴールデン

国税専門官 理工・デジタル

2023(令和5)年度から
理工・デジタル系の方向けの、



国税専門官採用試験(B区分)

が始まります!

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおり、ICT分野での活躍が期待される理工・デジタル系の人材を求めています。

理工・デジタル系の方向けの新たな試験区分では、基礎数学、情報数学、情報工学、物理、化学等といった理工・デジタル系の分野の問題が多く設定されており、幅広く、理工・デジタル系の方が受験しやすい試験となっています。